

## 総務文教厚生常任委員会調査報告書

### 1 調査事件

財政の健全化についての検証(平成 29 年 6 月議会定例会で報告)

### 2 調査目的

財政健全化についての意見の達成状況を調査し、その取り組みについて検証することとした。

### 3 調査経過

令和 2 年 3 月 11 日 (会期中) 企画調整課、総務課(財政係)聞き取り  
令和 2 年 3 月 23 日 町民税務課、総務課(管財係)聞き取り  
令和 2 年 3 月 31 日  
令和 2 年 4 月 10 日  
令和 2 年 4 月 21 日  
令和 2 年 4 月 28 日  
令和 2 年 5 月 22 日

### 4 検証結果

#### (1) 財源確保に向けた取り組みについて

[前回の意見]

##### ア 滞納者への対応

町県民税、国民健康保険税の納税や公共料金の新規滞納の防止部門、滞納処分部門を一元化した専門部署を設置すべきである。また役場本庁舎改築の際に専門部署を設置するスペースを確保するべきである。

##### イ コンビニ納付

担当課では、個人情報保護やシステム改修、手数料などの多額のコストを懸念しているようだが、すで実施している自治体を確認してみると、収納率の向上以上に納税者の利便性向上を目的に導入していた。前記した担当課の懸念も理解するが、多様な納付を実現し、利便性を向上することが納税者の納税意欲を喚起するなど、総合的な効果も考えられることから実施すべきである。

##### ウ ふるさと納税

庄内町ふるさと応援寄附金については、平成 28 年 6 月定例会で報告した所管事務調査の報告書で、希望使途アンケートが反映される使い方として、基金に積み立てるべきであるとすでに意見を付してある。しかし、平成 29 年度予算においては、従来的一般財源により活用する方法と、基金積立する方法の二本立てとなっている。

今年度は、現状のまま返礼品を寄附額の 3 割を上限にすることに、こだわらない取り組みとするのであれば、返礼品等の必要経費を除いた寄附額全額を基金積立として、ふるさと納税制度創設の意義に沿った本町の取り組みを、国民と総務

省にアピールするべきである。

エ 遊休財産の整理

平成 27 年の報告書にも記載したが、まだ売却や有償貸付の可能性のある土地がある。売却や貸付が進むことで、財源確保のみならず歳出削減にも繋がることから、自然エネルギー事業用地としての売り込みなど、手を尽くして売却等の努力を続けるべきである。

「検証の結果」

ア 滞納者への対応

(ア) 結果

新規滞納防止部門と滞納処分部門を一元化した「専門部署の設置」については実施していない。

(イ) 理由

自力執行権の有無による滞納債権の取扱い、時効管理等や、それぞれの賦課制度の違いがあり、現職員体制では困難である。

(ウ) 今後の対応

課題はあるが、専門部署設置については再度、検討すべきである。

イ コンビニ納付

(ア) 結果

令和 2 年 4 月で実施した。なお、その内容は表 1 のとおりである。

表 1 《納付できるコンビニ等》 (令和元年 4 月 1 日現在)

全国で納付可		左記の内、庄内 2 市 3 町で納付可	
名称	店舗数	名称	店舗数
セブン・イレブン	20,911	セブン・イレブン	39
ローソンストア系	14,640	ローソンストア系	22
ファミリーマート	16,621	ファミリーマート	33
ミニストップ	2,184	山崎製パン系	5
山崎製パン系	1,488	ツルハドラッグ	18
セイコーマート系	1,255	ドラッグセイムス	8
しんきん情報サービス	9,330	ウエルシア	4
ポプラ系	477	生活協同組合共立社	1
コミュニティストア	83	主婦の店	1
-	-	ト一屋	3
-	-	クラスオン	1
-	-	Y ショップ	1
-	-	イオン	2
-	-	NEW DAYS (ニューデイズ)	2
計	66,989	計	140

(注) 納付手数料(町負担) : 1 件につき 60 円税別 (参考 : 郵便局 30 円税込、金融機関 10 円税別)

(イ) 理由

三川町及び遊佐町ともに3町同時に実施に向けて準備中であったことから、協議のうえ同時実施ができ、システム構築経費削減のメリットがあった。

(ウ) 今後の対応

コンビニ等での納付額を決算で表すべきである。

ウ ふるさと納税

(ア) 結果

返礼品の経費を除いた寄附金全額の基金積立は、実施していない。

(イ) 理由

前回意見で「現状のまま返礼品を寄附額の3割を上限とすることに、こだわらない取り組みをするのであれば、寄附額全額を基金積立とすべき」としたが、すでに、返礼品率は寄附額の3割を上限とすることを遵守している。

(ウ) 今後の対応

引き続き、本町の取り組みを継続していく。

エ 遊休財産の整理

(ア) 結果

平成29年度以降の売却は、2件である。

(イ) 理由

担当係の努力による。

(ウ) 今後の対応

他の物件についても引き続き、売却等に努力すべきである。

(2) 歳出削減に向けた取り組みについて

[前回の意見]

ア 庄内町行財政改革推進計画「歳出充当一般財源3億円縮減」

重点プロジェクト「歳出充当一般財源3億円縮減」で、2億3,000万円強の一般財源を縮減した。

また、同計画をローリングするたびに億単位の縮減を掲げ、乾いたタオルを更に絞るような目標を設定するのは現実的でないことは理解する。しかし、合併算定替特例措置が終了し、普通交付税が漸減していくことが確実なことから、発想を転換するなどしたうえで現実的な目標を掲げるべきである。

同計画の具体性が財政計画策定の必須であることから、より具体的な実施計画を策定すべきである。

イ 補助事業

補助事業創設の際には、達成すべき目標を明確にしたうえで補助する期間を設定するなど、事業目的を達成し廃止する際の判断基準を明確にすべきである。

目的達成の判断は事務事業評価によるものとし、目的達成もしくは設定期間の満了事業は廃止すべきである。

ウ 長期継続契約

長期継続契約は事務作業の合理化以外にも、落札業者に計画的な設備投資がで

きるなどの、メリットを与えながら契約額の圧縮ができる可能性が高いので、同契約を締結できるものについては積極的に推進すべきである。

[検証の結果]

ア 庄内町行財政改革推進計画「歳出充当一般財源 3 億円縮減」

(ア) 結果

第 2 次庄内町行財政改革推進計画の平成 30 年度末の中間目標値は、おおむね現実的な目標値の設定をしている。令和 2 年度末の目標値をすでに 7 項目で達成している。

(イ) 理由

達成状況は、表 2 のとおりである。

表 2 ≪第 2 次庄内町行財政改革推進計画(平成 28 年度～令和 2 年度)で設定した数値目標の中間期(H30 年度末)における達成状況等≫

P ※	指 標 名	中間値 (H30 年度末)	目標値 (H32 年度末)	達成有無	担 当 課
7	町税収納率	95.50%	95.70%	無	税務町民課
	有料広告収納額	600 千円	600 千円	有	情報発信課
	ふるさと応援寄附金額	5 億円	7 億円	無	
8	一般会計消耗品費	69,000 千円	68,000 千円	無	総務課
	遊休町有財産数	23 箇所	22 箇所	有	
9	国民健康保険税収納率	85.50%	86.00%	無	税務町民課
	介護保険料収納率	99.50%	99.60%	無	保健福祉課
	下水道料金収納率	97.20%	97.20%	有	企業課
	ガス料金収納率	97.90%	97.90%	有	
	水道料金収納率	98.00%	98.00%	有	
		一般職の職員数	242 人	236 人	無
10	くるま座トーク開催回数	10 回	15 回	無	情報発信課
	まちづくり懇談会の参加者数	252 人	260 人	無	
	全委員のうち公募委員の割合	15%	20%	無	
11	ホームページ閲覧回数	560,000 回	600,000 回	無	
	メールマガジン登録者数	240 人	250 人	無	
12	職場研修参加人数	640 人	640 人	有	総務課
	他団体主催の研修会参加人数	60 人	60 人	有	

※ 「P」は、第 2 次庄内町行財政改革推進計画(平成 28 年度～令和 2 年度)における掲載ページ

(ウ) 今後の対応

これまでの実績を第 3 次の行財政改革推進計画に生かすべきである。

イ 補助事業

(ア) 結果

一定の実績を上げている。

(イ) 理由

平成 30 年度及び令和元年度の見直しによる廃止は 15 件、休止は 4 件、他科目への統合・移行等 17 件であり、令和 2 年度は廃止・休止各 1 件を見込んでいる。

(ウ) 今後の対応

毎年度、一定の実績を上げるように努力すべきである。

ウ 長期継続契約

(ア) 結果

可能と判断したものについては実施している。

(イ) 理由

平成 30 年度における 3 年～5 年までの長期継続契約は、警備保障、消防設備定期点検、清掃業務等で 31 件となっている。

(ウ) 今後の対応

継続して実施すべきである。

(3) 財政計画について

[前回の意見]

財政計画は町の未来を示す羅針盤であり、最重要計画である。中期的財政見通しとともに策定すべきである。同計画の策定には「大規模(ハード)事業について」や行財政改革推進計画の、具体的な取り組みを示した実施計画が必要であり、各担当課と調整するべきである。

[検証の結果]

ア 財政計画

(ア) 結果

各担当課と調整中である。

(イ) 理由

令和 2 年度において、第 3 次行財政改革推進計画の策定期間となっていることから、各担当課と調整中である。

(ウ) 今後の対応

今後の事業を計画的に進めるため、引き続き検討すべきである。